

# 産業構造審議会 知的財産分科会 財政点検小委員会

【資料3】参考資料

第2回 令和3年6月14日



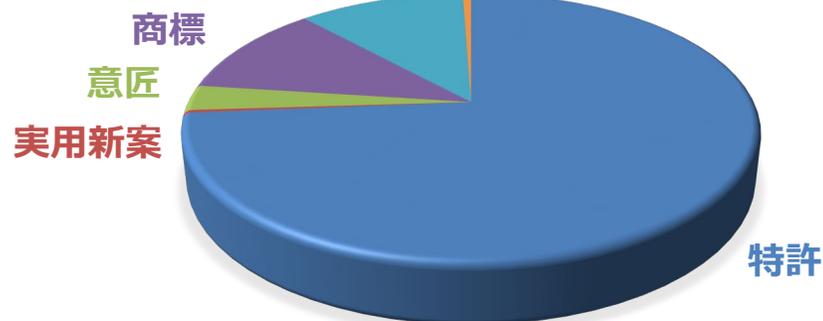
# 令和3年度予算について

歳入：対前年度+25億円（約+2.0%）。過去登録分の特許による特許料収入の増加等から歳入増加を見込む。

歳出：対前年度▲87億円（約▲5.3%）。審査審判経費▲31億円等合理化を徹底。

## 歳入 1,306億円

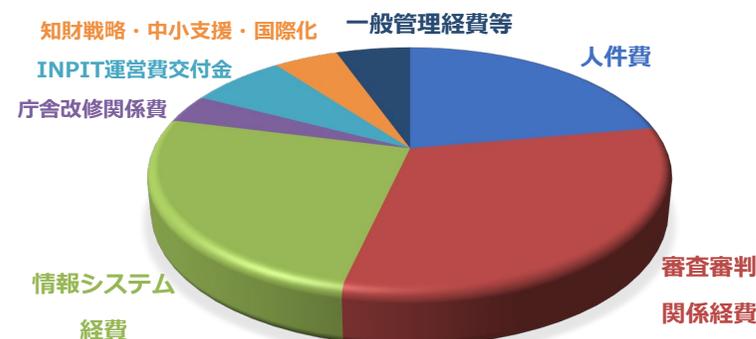
その他(国際手数料等) 雑収入 ※前年度からの剰余金は除く



		金額(億円)	割合
特許	出願料	43	3.3%
	審査請求料	335	25.7%
	特許料	565	43.2%
	審判請求料等	20	1.5%
实用新案		4.0	0.3%
意匠		40	3.1%
商標		145	11.1%
その他(国際手数料等)		147	11.2%
一般会計からの受入		0.2	0.0%
雑収入		7.2	0.6%

特許庁

## 歳出 1,562億円



	金額(億円)	割合
人件費	346	22.2%
審査審判関係経費	491	31.4%
情報システム経費	396	25.4%
庁舎改修関係費	58	3.7%
INPIT※運営費交付金	111	7.1%
一般管理経費等	85	5.5%
知財戦略推進	20	1.3%
国際化関係	31	2.0%
中小企業等支援	23	1.5%

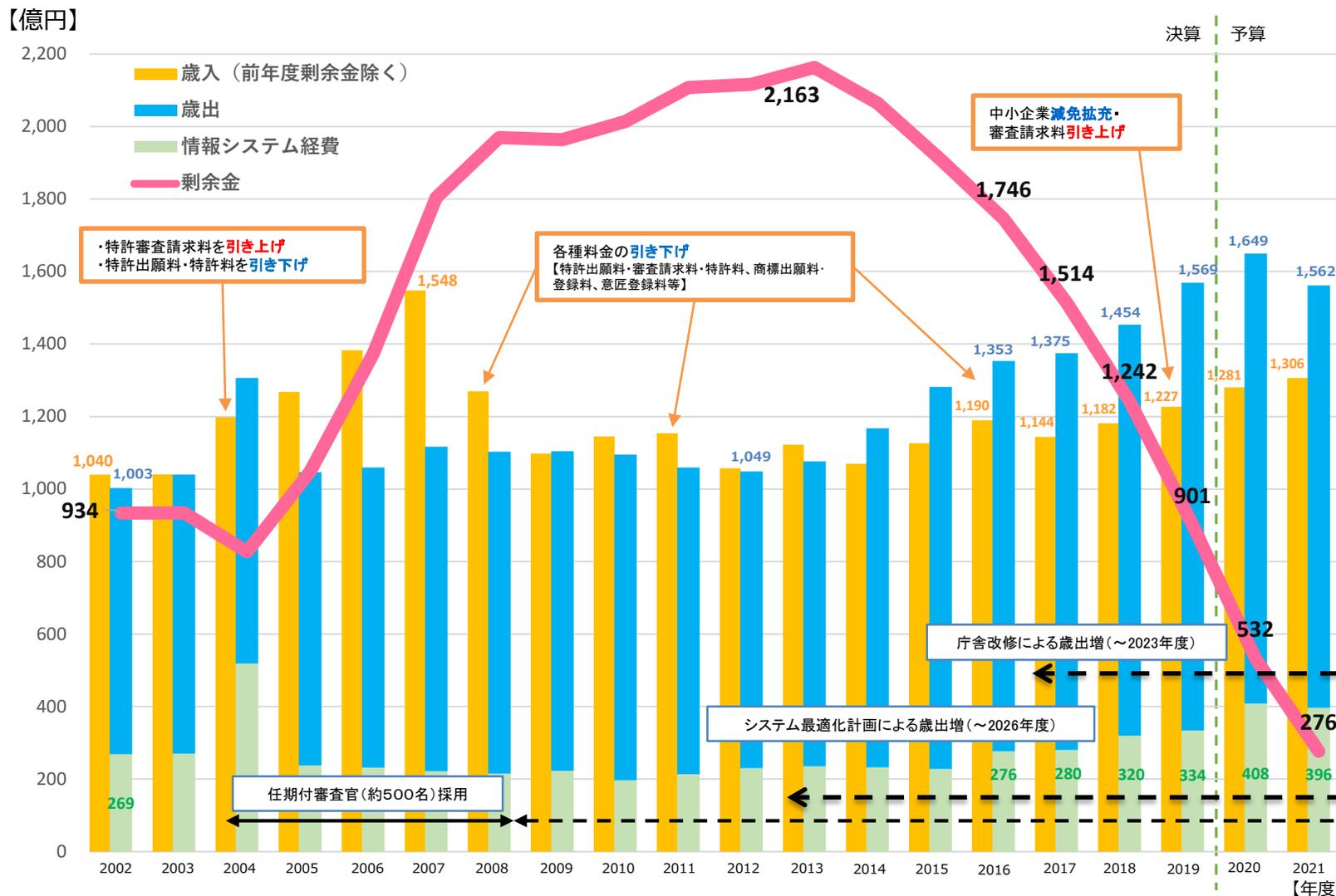
※INPIT: 独立行政法人工業所有権情報・研修館

# 令和3年度予算：対前年度比較

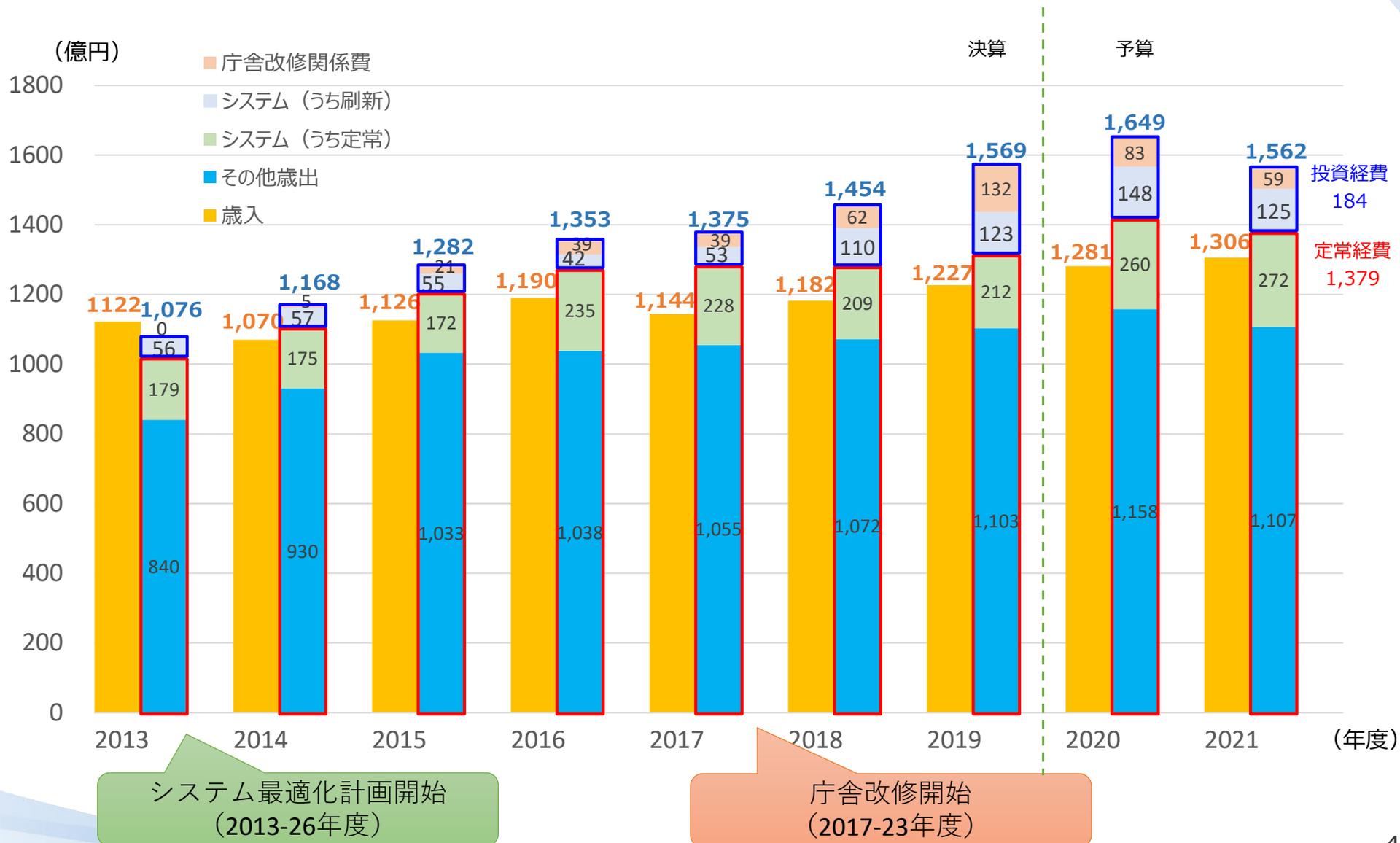
- 政策経費等の裁量経費の他、審査審判業務に係る経費についても合理化を徹底。

	令和3年度予算額	対前年度増減
<b>審査審判関連経費</b>	<b>491億円</b>	<b>▲31億円</b>
(主な減額要求事業)		
先行技術調査外注費	226億円	▲25億円
外国文献検索システム 整備費(英語・仏語)	4億円	▲6億円
文献解析費	8億円	▲5億円
技術動向調査分析費	3億円	▲3億円
<b>情報システム</b>	<b>396億円</b>	<b>▲12億円</b>
<b>庁舎改修関連費</b>	<b>58億円</b>	<b>▲25億円</b>
<b>INPIT運営費交付金</b>	<b>111億円</b>	<b>▲11億円</b>
<b>知財戦略推進</b>	<b>20億円</b>	<b>▲0.2億円</b>
<b>国際化関係</b>	<b>31億円</b>	<b>▲1億円</b>
<b>中小企業等支援</b>	<b>23億円</b>	<b>▲5億円</b>

# 歳出・歳入、剰余金の推移



# 特許特別会計における歳出額の推移



# H16年改正の料金について

- 「現行の料金体系では、審査請求料が審査の実費に比べかなり低い額に設定されており、特許率の高い出願人が納付する高額の特許料により、特許率の低い出願人の審査の費用を補填する構造になっています。このため、特許率の高い出願人と低い出願人との間で費用負担の不公平感が顕著となっていました。今回の料金改定により、特許率の高い出願人、すなわち、特許性の高い出願に重点化して審査請求を多く行って、特許を取得する出願人ほど、出願から特許取得、権利維持に要する総費用が軽減される料金体系となります。」（『特許戦略計画』平成15年7月8日 経済産業省 特許庁）
- 「その結果、現状での平均的ケースである、7.6項、維持期間9年という出願の場合が、そこに記載してあるようになることとなります。・・・こういう平均的なケースですと、出願から特許の維持までのライフサイクルとして約48万円かかるところが10万円弱低くなり、特許をより効率的にとらえる企業にとって、よりインセンティブの働く体系へ移行するという料金改定を考えております。」（第6回特許制度小委員会 議事録より）

平均的出願(請求項数7.6項※、維持期間9年)における新旧料金比較

	出願料	審査請求料	特許料	合計
現行料金(旧料金)	2.10 万円	9.95 万円	35.62 万円	47.67 万円
改定料金(新料金)	1.60 万円	19.90 万円	16.66 万円	38.16 万円

第6回特許制度小委員会 配付資料

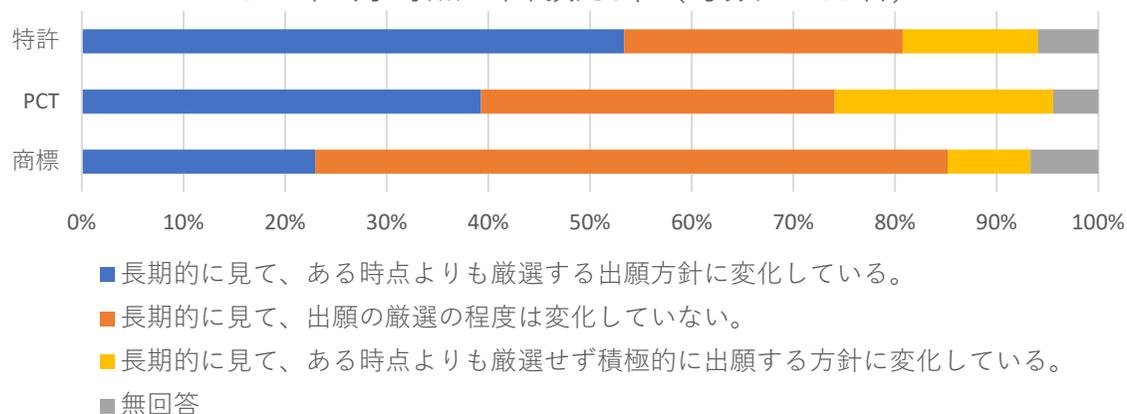
※2001年出願の平均値

「資料5-2 特許関連料金体系の見直しについて」より

# 出願方針について

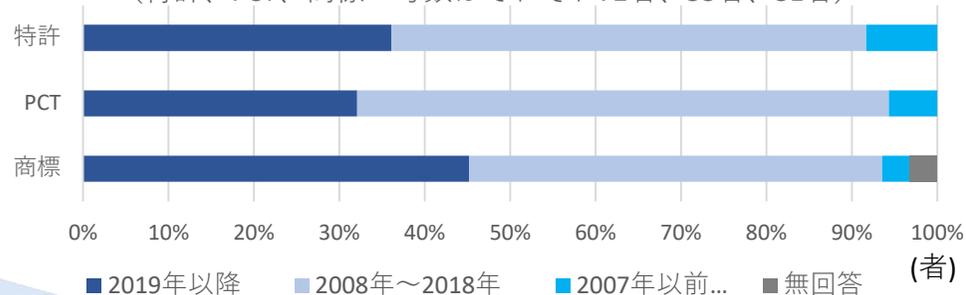
- 特許出願、PCT出願、商標出願の方針について、アンケート調査を実施。135者から回答あり（特許出願全体の約4割を占める）。
- 特許に関しては、「**長期的に見て、ある時点よりも厳選する出願方針に変化している**」との回答が半数以上を占め、**3割以上が更に厳選する**と回答。
- 今後の出願方針としては、「**変化しない**」見通しとの回答が多数を占める。

2021年4月時点の出願方針（母数 = 135者）



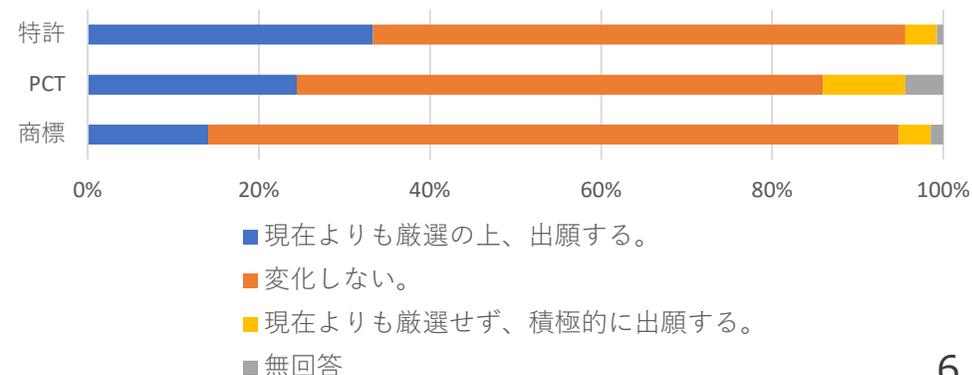
厳選する出願方針に変化したタイミング

（特許、PCT、商標の母数はそれぞれ72者、53者、31者）



今後、出願に関する考え方が変化するか否か

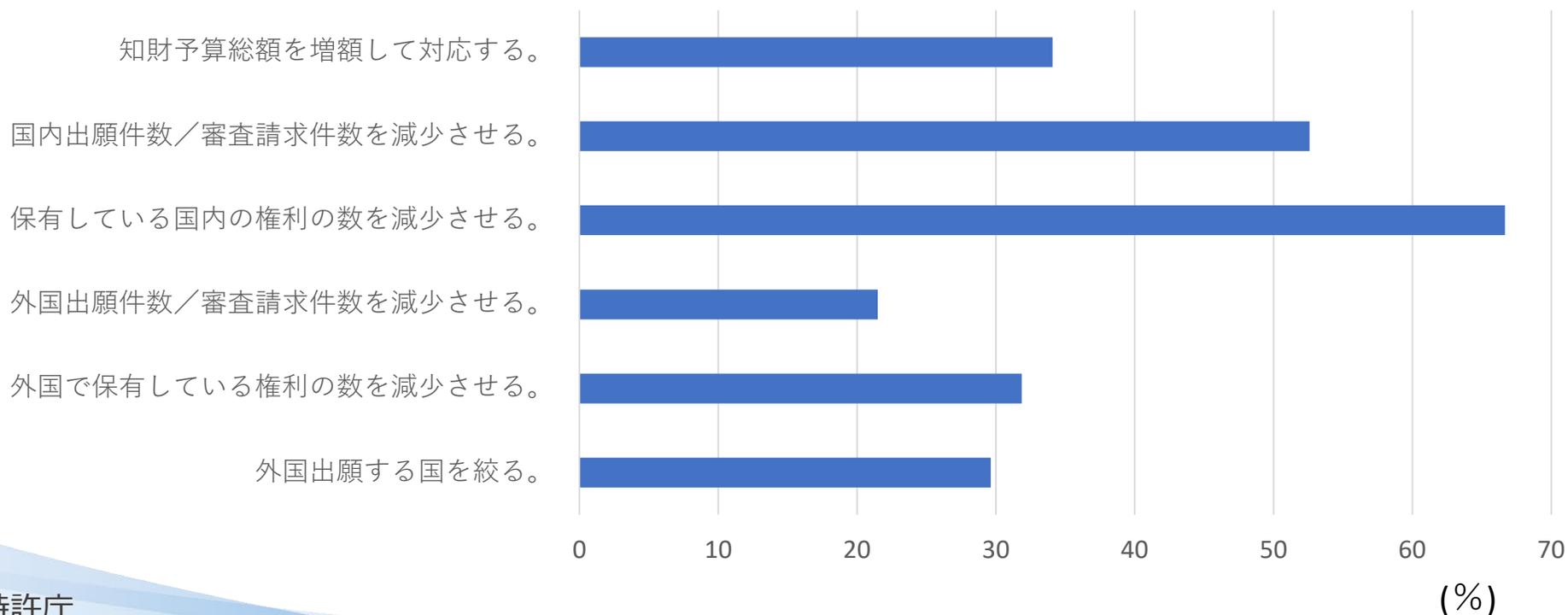
（母数 = 135者）



# 料金値上げがあった場合の対応について

- 特許料等が値上げされた場合、重点的に取り組む必要があるものについて、アンケート調査を実施。135者から回答あり（特許出願全体の約4割を占める）。
- 「保有している国内の権利の数を減少させる」との回答が最も多く（67%）、次いで、「国内出願件数／審査請求件数を減少させる」との回答（53%）、「知財予算総額を増額して対応する」との回答（34%）となっている。

特許料等が値上げされた場合、重点的に取り組む必要があると考えるもの  
(母数=135者。各者3つまで回答可)

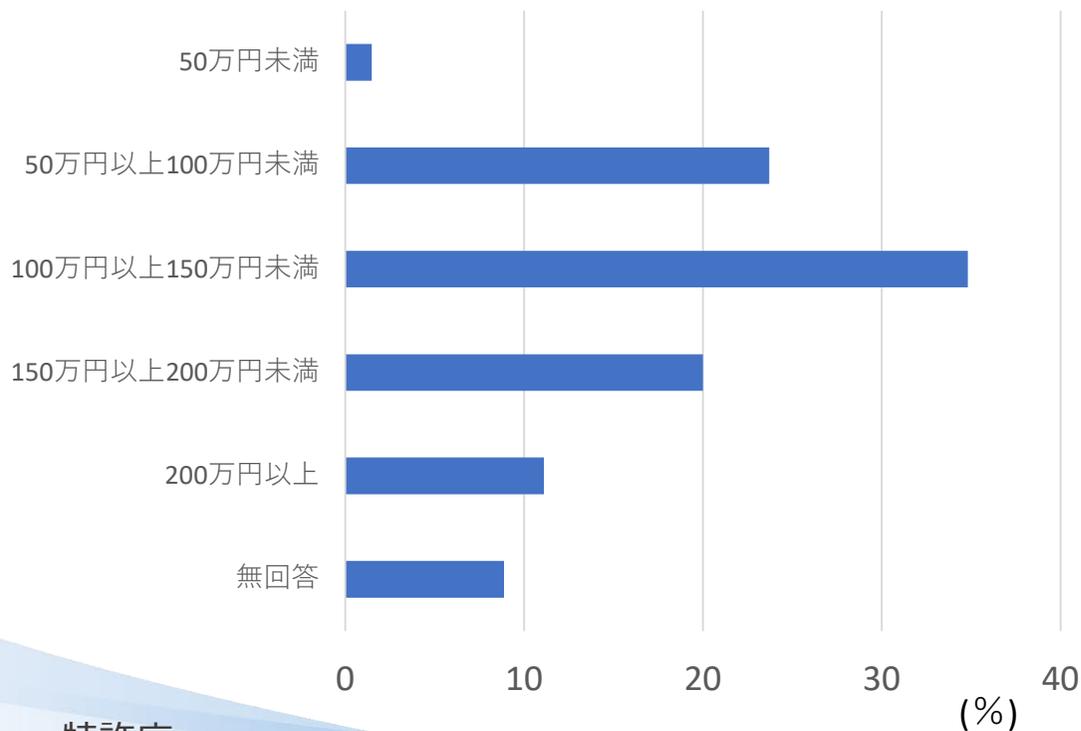


# PCT出願にかかる費用について

- PCT出願にかかる費用等について、アンケート調査を実施。135者から回答あり。
- PCT出願において、各国（日本を除く）で権利化に要する費用（平均。代理人費用を含む）については、**9割が50万円以上**と回答。
- PCT出願1件あたりに国内移行する国数については、「**3カ国**」との回答が多数を占める。

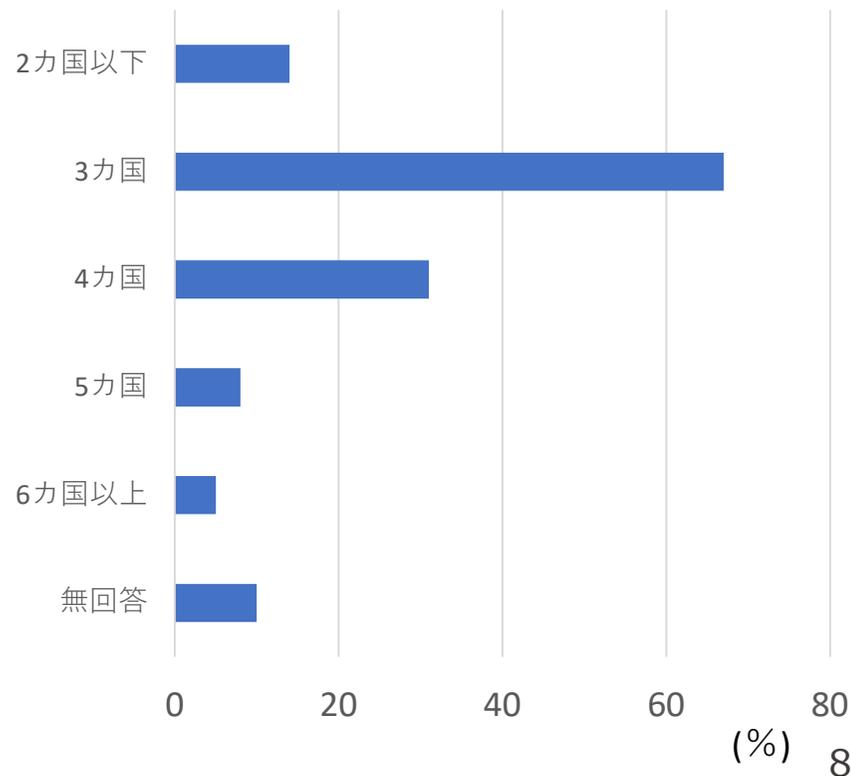
PCT出願において、各国（日本を除く）で権利化に要する費用の平均

※各国における代理人費用も含む。（母数 = 135者）



PCT出願1件あたりに国内移行する国数

（母数 = 135者）

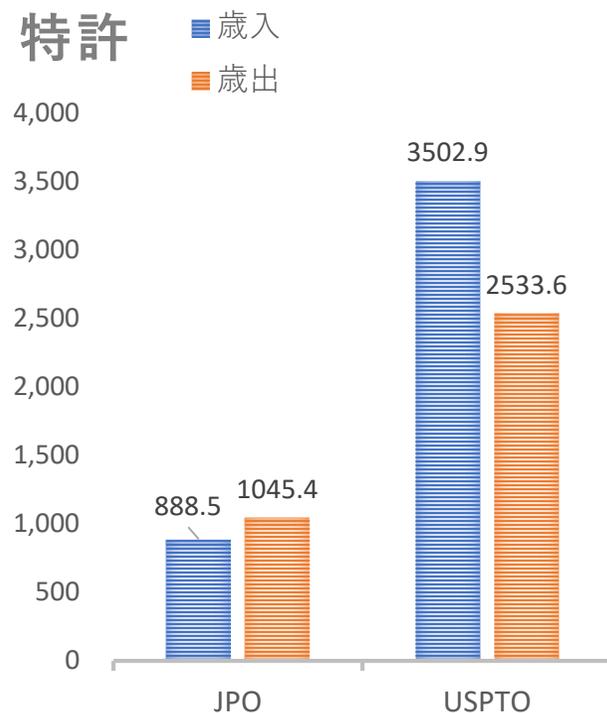


# 外国調査の結果（セグメント別収支）

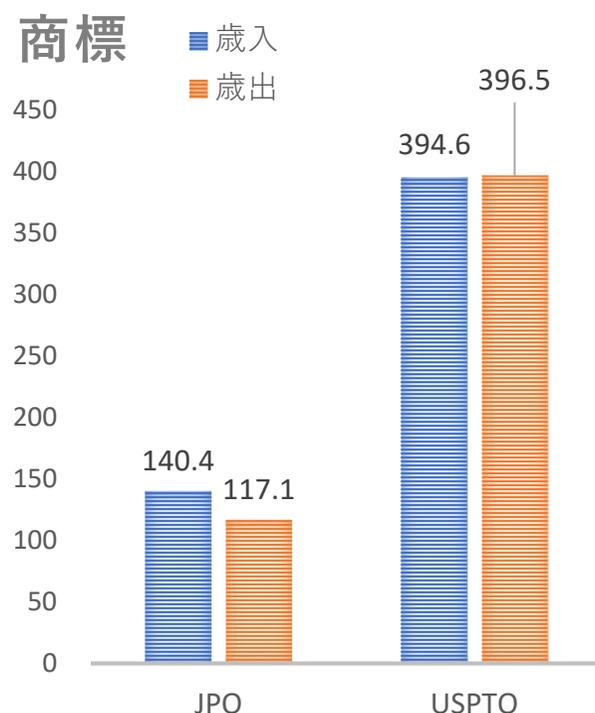
- USPTO（米国）は、特許においては歳入が歳出を上回り、商標においては均衡、意匠においては歳出が歳入を上回っている。

単位：億円  
(1USD:110円)

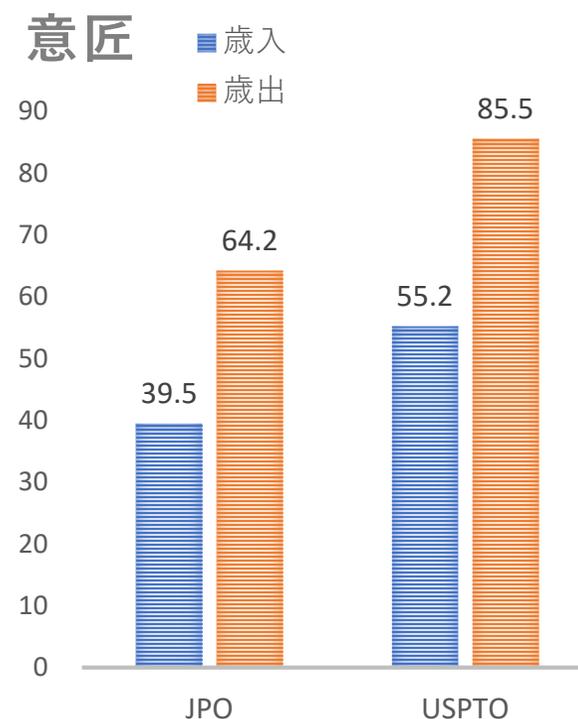
## 特許



## 商標



## 意匠



### <留意点>

- 日本2018年度実績、米国2020年度実績
- 各セグメントで共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値（その算出は各国の計算方法による）。

# 外国調査の結果（最近の法改正の状況）

- 料金改定を行った知財庁：USPTO、IP Australia
- 料金改定を行う予定の国：USPTO

## USPTO

○2020年に値上げを実施。

### ○特許関連料金

業務を維持し、特許関連戦略目標を達成するためのコストを回収し、複数年にわたり十分な収入を確保することを目的。

### ○商標関連料金

出願、審判、請求など、合計36種類の料金について、値上げ又は新設した。

商標業務にかかる費用の総額を回収するために十分な収入を得て、戦略的目標の達成に向けて継続的に前進することを可能にする。

ITシステムのメンテナンスやアップグレードのための資金調達を可能にし、運用準備金を段階的に積み立てて持続可能な資金調達を実現する想定外の財政破綻のリスクも軽減することができるとしている。

## IP Australia

○2020年10月に料金値上げを実施。

○経済情勢や、積立金不足のため、イノベーション政策と、コスト回収ガイドラインに基づいた料金の値上げを実施。

○料金改定に際しては規則改正によって実施される。

# 特許庁

---

